

船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会の設置について

設置趣旨

船橋市老人福祉センターは、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者により運営される公設民営の施設です。

指定管理者は、民間の活力やノウハウの活用による質の高い市民サービスを提供する観点から、広く公募により選定することが望ましいとされている一方、いかにして本市が望む条件を満たす指定管理者を選定するかが課題となっております。

このため、指定管理者の選定にあたっては、専門的な観点から評価・検討するとともに、選定過程の透明性・公平性を図るため選定委員会を設置します。

目標

選定のプロセスの透明性・公平性を確保すること

民間の創意工夫が発揮されるよう努めること

客観的な審査を通じて、実現可能性の高い優れた提案をした事業者を選定すること

スケジュール

第1回選定委員会（5月20日）

募集要項の承認

審査基準の承認

書面審査（事前審査）（8月下旬から9月上旬）

各選定委員による書面審査の仮採点

第2回選定委員会（9月中旬）

書面審査

書面審査の合格者の決定

第3回選定委員会（10月上旬）

面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

指定管理者候補者の決定